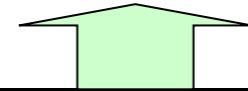


平成25年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	学校教育サポート事業 ○学校教育サポート		所管部課	教育委員会	学校教育課		
意 図	・学校のみでは解決できない問題や学校や保護者等が抱える多様な問題事案に関してサポートセンターの専門職員が指導助言等を行うことにより、いじめ、不登校・不応、就学・特別支援教育相談等の問題の解決を図る。						
事業概要	・学校のみでは解決困難な問題に関し学校教育サポートセンターとして、学校や児童生徒、保護者に対して、組織的・包括的な支援を行う。 ・①電話・面接相談事業②学校巡回訪問事業③特別支援教育支援事業④適応指導教室事業⑤ホームスタディー事業⑥相談員学校派遣事業の6事業により問題解決に向けて誠実な支援を行う。 ・相談時間 月～火曜日：午前9時～午後5時30分 水～金曜日：午前9時～午後4時 ・場 所 石橋庁舎3階						
事業内容	総合計画での位置づけ	章 1	みんな学び文化を育む ふれあいのまちづくり	節 1	次代を担う人材の育成	施策 3	教育環境の充実
	根拠法令等	教育基本法・下野市学校教育サポートチーム設置要綱・下野市学校教育サポートチーム運営委員会設置要綱					
	事業種別	市単独事業		施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの		
	新規・継続	継続					
	事業詳細・手段	(学校教育サポートセンターの活動) ①電話・面接相談事業……小・中学生、保護者、教職員、地域の方の面接・電話・訪問相談 ②学校巡回訪問事業……定期及び不特定の学校訪問、支援会議 ③特別支援教育支援事業……校内支援体制構築のための支援、就学相談 ④適応指導教室事業……適応指導教室の運営、不登校児童生徒の通級指導及び相談 ⑤ホームスタディー事業……長期欠席児童生徒への家庭訪問、学校や適応指導教室以外での学習の支援 ⑥相談員学校派遣事業……児童生徒教育相談員を学校に配置し、児童生徒・教職員・保護者への相談活動					
	市の関与のあり方	市が事業主体					
	事業量・頻度	・学校教育サポートセンターの組織体制 学校における教育相談、就学・特別支援教育相談学校教育サポートチームの扱う教育相談を一本化し適応指導教室と一体化した学校教育サポートセンターを設置することで、学校・児童生徒・保護者に対し、組織的包括的により有効な支援を行えるようにした。 ①コーディネーター1名(月20日勤務) ②ケースワーカー1名(月15日勤務) ③就学・特別支援教育相談員1名(月16日勤務) ④心理士1名(月3日勤務) ⑤適応指導教室相談員3名(常勤1名、非常勤2名) ⑥児童生徒教育相談員 7名配置(月2日～4日) ・相談件数及び実施状況(H25.9月末現在) ①電話・面接相談事業 相談活動279件(電話117件、面接120件、メール42件) ②学校巡回訪問事業 定期巡回訪問、要請訪問、児童生徒観察訪等 90件 ③特別支援教育支援事業 就学特別支援関係観察・保護者面談・就学相談 462件 ④適応指導教室事業 スマイル教室の開設(在籍児童生徒数12名)、相談事業66件、個別カンセリング ⑤ホームスタディー事業 家庭訪問によるスマイル教室への通級開始3件 ⑥相談員学校派遣事業 相談件数1646件(児童生徒1530件、保護者23件、教員93件)					
	総事業費(経費内訳)	H26 事業費 20,942千円 報酬費 12,699千円(相談員報酬 13名分) 報償費 86千円(適応指導教室体験活動報償) 旅費 19千円(適応指導教室校外活動等) 需用費 2,145千円(適応指導教室用消耗品、光熱水費) 役務費 112千円(電話料、インターネット使用料) 委託料 660千円(定期施設清掃等) 使用料及び賃借料5,221千円(事務機リース料、施設賃借料)					
	年度別事業費	平成25年度 予算(単位:千円)	平成26年度 事業費見込(単位:千円)	事務事業所属課番号	11		
		15,887	20,942				

事業推進方針	
	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
○	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点				
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>総合計画では、1章1節次代を担う人材の育成、施策3「教育環境の充実」に位置付けられています。</p> <p>学校サポートセンターは、学校教育上発生する諸問題の解決に向けて、児童生徒、教職員、保護者などを支援する相談機関であり、カウンセラー・心理士・ケースワーカー・相談員が、学校・学校教育課・児童福祉課・警察等の関係者を期間などと連携し、問題解決に向けた取組みを行う本事業について、必要性は高いとしました。</p> <p>また、適応指導教室「スマイル教室」の運営についても、学校に行けない児童生徒への相談活動、復帰への手助け機関として、必要性は高いとしました。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td></td> </tr> </table>	高い	○	低い
高い	○			
低い				
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>・当事業を実施しなかった場合、教育現場における様々な問題に対し、専門家の指導助言を得ることができず、迅速な対応ができないことは、かえって問題を悪化させてしまう可能性があります。</p> <p>・担当教員、職員だけの対応でなく、サポートセンターとして組織力で問題解決にあたることを周知することによって、市の教育行政への信頼向上につながっています。</p> <p>・適応指導教室では相談員やボランティアで役割分担を行い、学校への完全復帰を目指した適切な支援・指導や教育活動の充実が図られています。</p> <p>以上のことから熟度・緊急性は高いとしました。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td></td> </tr> </table>	高い	○	低い
高い	○			
低い				
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減や行政サービスの充実・向上に向けた改善・工夫を行っているかなどを判断基準としています。</p> <p>・学校教育サポート事業、適応指導教室運営事業、教育相談員派遣事業を、学校教育サポートセンターの事業として一本化、一体化を図ったことで、迅速な対応専門家集団によるきめ細かい指導が効果的に行えるようになっていますが、機能を集約したことによる事業の効率性等がどの程度図れたかの検証が今後必要となっています。</p> <p>以上のことから行政サービス充実に向けた改善はみられますが、経費の削減に向けた改善・工夫の余地はあるとして、効率性は低いとしました。</p>			
	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td></td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td>○</td> </tr> </table>	高い		低い
高い				
低い	○			

平成25年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	芸術文化事業 ○文化芸術活動の推進		所管部課	教育委員会	文化課		
意 図	1.市民芸術文化祭を開催し、市民が様々な芸術文化に触れることにより、心豊かに暮らすための文化振興活動の活性化を図る。2.文化協会への支援により、自主事業運営の推進及び市民の芸術文化活動への参加を促進し、地域文化の担い手を育成する。3.小中学生に質の高い芸術文化鑑賞を提供することにより、子どもの豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力を育む。						
事業概要	1.しもつけ市民芸術文化祭実行委員会への支援 2.下野市文化協会への支援 3.小中学生を対象とした芸術文化鑑賞会の実施						
事業内容	総合計画での位置づけ	章 1	みんな学び文化を育む ふれあいのまちづくり	節 3	豊かに暮らす文化の振興	施策 1	文化・芸術活動の推進
	根拠法令等	県 栃木県文化振興基本計画 市 下野市教育計画					
	事業種別	○	市単独事業	施設整備や基盤整備等の建設事業	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの		
	新規・継続	継続					
	事業詳細・手段	1 しもつけ市民芸術文化祭の実施により芸術文化活動の活性化を図る。 ○舞台部門 ・会場:国分寺公民館 [吟詠・ダンス・邦楽・洋楽・郷土芸能・民謡・舞踊・コーラス・歌謡等] ○展示部門 ・会場:グリムの館 [茶華道展・書道展] ・会場:南河内体育センター [市民の作品展(絵画・木版画・写真・陶芸・園芸・手工芸・児童作品等)] 2 文化協会への支援をすることにより自主運営の推進を図る。 ○加入団体の研修会開催支援、文化協会主催イベントの開催、文化活動先進地視察研修会の開催等 3 市内各小中学校での芸術文化鑑賞会の実施に伴う支援を行う。 ○演劇・オーケストラ・雅楽等の鑑賞会を中学校は学校毎に毎年実施、小学校は地区毎に隔年実施。					
	市の関与のあり方	1 文化祭は実行委員会が主体であり、市は財政支援である。2 文化協会へは財政及び運営支援である。 3 鑑賞会は市が主体であり、開催校の希望公演を実施する。					
	事業量・頻度	H23 しもつけ市民芸術文化祭2011の開催 延べ9日 小中学校鑑賞事業開催 中学校4校 小学校2地区 下野市文化協会 会員数 1,200人 H24 しもつけ市民芸術文化祭2012の開催 延べ11日 小中学校鑑賞事業開催 中学校4校 小学校2地区 下野市文化協会 会員数 1,140人 H25 しもつけ市民芸術文化祭2013の開催 延べ14日 ※台風の影響のため、一部中止。 小中学校鑑賞事業開催 中学校4校 小学校4地区(授業時間確保のため前年度に対し2地区増) 下野市文化協会 会員数 1,100名					
	総事業費(経費内訳)	H26事業費 5,151千円 報償費 出演者への花束 24千円 需用費 消耗品 15千円 役員費 ピアノ移動調律 91千円 委託料 鑑賞会 中学校4校 1,686千円、小学校4地区 1,680千円 賃借料 バス借上げ 105千円 補助金 文化祭 900千円 文化協会 650千円					
	年度別事業費	平成25年度 予算 (単位:千円)	平成26年度 事業費見込(単位:千円)	事務事業所属課番号	2		
		5,151	5,151				

事業推進方針	
○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業

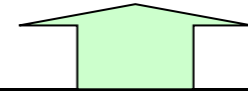
事業推進方針判断に際しての3つの視点

必要性	事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。	高い	○
		低い	
	総合計画では、1章3節豊かに暮らす文化の振興、施策1「文化・芸術活動の推進」に位置付けられています。 市民が様々な芸術文化に触れることで、文化振興活動の活性化を図っています。また、小中学生に質の高い芸術文化鑑賞会を提供することにより、心豊かな感性、創造性を育むもので、必要性は高いとしました。		
熟度・緊急性	事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。	高い	○
		低い	
	・事業の縮小は、市民文化の創造と発展を阻害するとともに、市民の文化芸術活動への意欲が減退する一因ともなり得る恐れがあります。 ・また、次代を担う青少年の豊かな情操の涵養や芸術活動への参加機運が損なわれてしまいます。 ・継続的に文化協会等への支援を行うことにより、各団体の自主事業運営の推進を図り、市民の芸術文化活動への参加を促進しています。 以上のことから熟度・緊急性は高いとしました。		
効率性	事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減や行政サービスの充実・向上に向けた改善・工夫を行っているかなどを判断基準としています。	高い	○
		低い	
	・文化祭への出演者及び出展者が出展参加料を負担することにより、補助金の歳出を削減し、経費節減を徹底しながら、より効果的な文化芸術祭の実施を図っています。 ・集客数を上げるため、グリムの館を積極的に会場に使用して、可能な範囲でグリム主催事業と共催で実施することで、活気ある事業を展開しています。 ・小中学生の芸術文化鑑賞事業については、小学生は中学校区ごとに4地区に分け年2地区で実施し、単年度の経費抑制に努めています。 以上のことから市民芸術文化祭での経費削減や、参加者増のための取組みなど積極的に行っているため、効率性は高いとしました。		

平成25年度 行政評価市民評価 ヒアリング資料

事務事業名	陸上競技場整備事業 ○体育施設の整備・拡充【重点戦略2】		所管部課	教育委員会	スポーツ振興課		
意 図	市民がスポーツを身近に楽しむことができるスポーツ活動の拠点となる公園を主体とし、大松山運動公園周辺の貴重な平地林を保存し、市民が自然とふれあえる公園緑地機能を備え健康づくりの場となる公園、広域避難地としての公園として総合的に整備する。						
事業概要	本市スポーツの普及、振興の拠点となり、広く親しまれる施設として次のように整備する。 ①スポーツ活動の拠点となる公園 ・子どもから高齢者まで市民の誰もが、スポーツ・レクリエーション活動が気楽にできる施設とする。 ②公園緑地機能を備え健康づくりの場となる公園 ・公園緑地として平地林を保全し、市民が憩いの場、ふれあいの場となる魅力ある施設として整備する。 ③広域避難地としての公園 ・災害時における広域避難地として整備する。						
事業内容	総合計画での位置づけ	章 1	みんな学び文化を育む ふれあいのまちづくり	節 2	生涯にわたる学びの機会 の充実	施策 3	スポーツ・レクリエーション活動の推進
	根拠法令等	下野市総合計画後期基本計画 しもつけ重点戦略					
	事業種別	○	市単独事業	○	施設整備や基盤整備等の建設事業	○	設計や予備調査等、施設整備や基盤整備等の建設事業の準備段階で行われるもの
	新規・継続	継続					
	事業詳細・手段	大松山運動公園の既存施設を有効活用するとともに、平地林の保存を図りながら現在の運動公園を拡張し、日本陸上競技連盟公認の400mトラックを備えた陸上競技場の整備、公園緑地機能を備えた市民に親しまれる公園の整備、防災機能を持った公園の整備を行う。 ①運動ゾーン:陸上競技場兼サッカー場、競技場管理施設、多目的グラウンド 等 ②ふれあいゾーン:多目的広場、健康広場、園路整備 等 ③緑のゾーン:こもれび広場、植栽修景整備 等 ④駐車場ゾーン:駐車場整備、雨水排水整備、防災施設					
市の関与のあり方	市が事業主体となる。						
事業量・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・H24に下野市スポーツ活動拠点整備基本構想を策定した。 ・H25は、スポーツ関係団体や市民公募からなるスポーツ活動拠点整備検討会を設置し、基本計画を策定する。また地権者、地元自治会等への説明会及びパブリックコメントを実施する。 ・H26は、基本計画に基づき運動公園等の骨格となる施設の配置、諸施設の形状、基盤施設、植栽等の概略的な設計となる基本設計を作成する。また、用地取得等に伴う不動産鑑定や家屋物件等調査を行う。 ・H27～28は、運動公園施設のより詳細な実施設計を行い、用地取得や移転物件等の補償を行う。 ・H29～30は、造成工事、陸上競技場等のグラウンド整備、競技場管理施設整備、園路広場整備等の本体工事を行う。 ・H31は、駐車場整備や修景整備、屋外トイレなど付帯施設等の整備工事を行う。 						
総事業費(経費内訳)	全体整備事業費 1,890,000千円 ・平成25年度 10,844千円 報償費 230千円 需用費 9千円 委託料 10,605千円(基本計画、試掘調査) ・平成26年度 34,230千円 委託料34,230千円(基本設計、不動産鑑定・家屋物件調査) ・平成27年度 536,800千円 委託料 30,000千円(実施設計等) 用地取得費・物件等補償費 506,800千円 ・平成28年度 183,200千円 用地取得費・物件等補償費 183,200千円 ・平成29年度 182,000千円 委託料 10,000千円(工事監理費) 工事請負費 172,000千円(造成、撤去工事) ・平成30年度 767,000千円 工事請負費 767,000千円(陸上競技場整備、多目的グラウンド整備 等) ・平成31年度 175,926千円 工事請負費 175,926千円(駐車場整備、修景整備等)						
年度別事業費	平成25年度 予算 (単位:千円)	平成26年度 事業費見込(単位:千円)	事務事業所属課番号	19			
	10,844	34,230					

事業推進方針	
○	積極的に推進する事業、または計画どおり実施する事業
	事業内容を見直しながら実施する事業
	当面実施しない事業、または廃止・休止する事業



事業推進方針判断に際しての3つの視点						
必要性	<p>事務事業の必要性を判断する際には、当該事業が総合計画基本計画に明確に位置づけられているか、あるいは、この事業に対応した施策が明確に基本計画に記載されているか、また、総合計画基本計画の策定後に、当該事業の実施が求められるような社会経済情勢の変化があるかどうかを判断基準としています。</p> <p>総合計画では、1章2節生涯にわたる学びの機会の充実、施策3「スポーツ・レクリエーション活動の推進」に位置付けられています。</p> <p>既存スポーツ施設の有効活用を図るとともに、市民がスポーツを身近に楽しめる拠点となる公園を主体とし、公園緑地機能を備え健康づくりの場となる、また広域避難場所としての公園として総合的に整備する本事業は、総合計画において重点事業となっており、必要性は高いとしました。</p>	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td></td> </tr> </table>	高い	○	低い	
	高い	○				
低い						
熟度・緊急性	<p>事務事業の熟度・緊急性を判断する際には、新規事業の場合は、着手・実施の見通しはあるか、事業進捗の阻害要因があるか、継続事業の場合は、現行レベルを継続するうえで事業進捗に相当な影響を及ぼす新たな障害がないか、また、事業を休止・縮小することが可能かという観点も判断基準としています。</p> <p>・近年、健康で明るく活力あるライフスタイルを送れる環境づくり、スポーツを通じての健康づくりや交流が求められています。</p> <p>・また、市民の健康や環境、地域コミュニティなどに対する関心や、スポーツ・レクリエーションに対する要望が高まっています。</p> <p>・陸上競技場については、非公認の300mトラックが市内3か所に整備されていますが、いずれも多目的競技場の中における陸上競技場の位置づけとなっており、野球場との併用施設として整備されたため、多くの人数の陸上競技練習や公認の陸上競技大会が開催できない状況となっています。</p> <p>以上のことから熟度・緊急性は高いとしました。</p>	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td></td> </tr> </table>	高い	○	低い	
	高い	○				
低い						
効率性	<p>事務事業の効率性の判断にあたっては、民間委託の拡大を図っているか、類似業務との統合を進めているか、経費削減や行政サービスの充実・向上に向けた改善・工夫を行っているかなどを判断基準としています。</p> <p>・スポーツ活動拠点整備基本構想の策定の中で、整備、管理運営の仕組みの在り方として、市民と行政の協働による推進を掲げており、市民や団体等の積極的な参加を促進しています。</p> <p>・基本計画の策定に当たっては、市民も参加したスポーツ活動拠点整備検討会において議論しています。</p> <p>・基本計画の策定の中で、概算総事業費を試算することとなりますが、実施設計や工事着手となると、東日本大震災復興事業に伴う労務費や資材単価の上昇、さらに消費税率の上昇などにより、全体事業費への影響が懸念されていること、基本計画での総事業費を基本としながらも、実勢価格や施設整備内容等のコスト等の調整工夫に努めることとしています。</p> <p>以上のことから効率性は高いとしました。</p>	<table border="1"> <tr> <td>高い</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>低い</td> <td></td> </tr> </table>	高い	○	低い	
	高い	○				
低い						